

## 騎士修道会と curia regis

### — 前期エルサレム王国構造に関する一考察 —

櫻井 康人

#### はじめに

これまで筆者は、エルサレム王国、とりわけハッティーンの戦いにより大きく王国地図が塗り替えられるまでの前期エルサレム王国の構造について、騎士修道会・ブルジョワ・高位聖職者といった、いわゆる封建外要素に着目して考察を行ってきた<sup>(1)</sup>。その際、証書史料<sup>(2)</sup>を主たる分析材料として、curia regis（国王宮廷会議）、curia generalis（全体会議）、

- 
- (1) 拙稿「エルサレム王国における騎士修道会の発展 — 会議・集会の分析を中心に —」『史林』81-4、1998年、101～136頁（以下、「騎士修道会」と略記）；拙稿「都市エルサレムのブルジョワ — 前期エルサレム王国の統治構造 —」『史林』83-2、2000年、61～101頁（以下、「ブルジョワ」と略記）；拙稿「「修道会」から「騎士修道会」へ — 聖ヨハネ修道会の軍事化 —」『史学雑誌』110-8、2001年、30～55頁（以下、「修道会」と略記）；拙稿「エルサレム王国における教会形成と王権」『史林』85-2、2002年、134～151頁；拙稿「前期エルサレム王国における国王戴冠と司教任命」『西洋史学』206、2002年、67～80頁（以下、「国王戴冠」と略記）；拙稿「前期エルサレム王国における王権と教会 — 聖職者の国政関与に関する考察 —」『史学雑誌』112-9、2003年、40～65頁（以下、「王権と教会」と略記）。
- (2) 本稿で分析対象とする証書史料は以下の通りである。Bresc-Bautier, G. (éd.), *La Cartulaire de l'église du Saint-Sépulcre de Jérusalem*, Paris, 1984（以下、Bresc-Bautier と略記）；Chalandon, F.(éd.), “Un diplôme inédit d’Amaury I roi de Jérusalem en faveur de l’abbaye du Temple-Notre-Seigneur (Acre, 6-11 avril 1166)”, *Revue de l’Orient Latin*, 8, Paris, 1900, pp. 311-317; “Chartes”, *Recueil des historiens des Croisades, lois*, 2, Paris, 1843, pp. 475-537; Delaborde, H.(éd.), *Chartes de la Terre Sainte provenant de l’abbaye de Notre-Dome de Josaphat*, Paris, 1880（以下、Delaborde と略記）；De Rozière, E. (éd.), *Cartulaire de chapitre du Saint-Sépulcre de Jérusalem*, Paris, 1849（以下、Rozière と略記）；Hiestand, R.(Hrsg.), *Papsturkunden für Templer und Johanniter*, Göttingen, 1972; Id.(Hrsg.), *Papsturkunden für Templer und Johanniter, Neue Folge*, Göttingen, 1984; Id.(Hrsg.), *Papsturkunden für Kirchen im Heiligen Lande*, Göttingen, 1985; Kohler, C. (éd.), “Documents inédits concernant l’orient latin et les croisades (XIIe-XIVe siècle)”, *Revue de l’Orient Latin*, 7, Paris, 1899, pp. 1-37; Id.(éd.), “Chartes de l’abbaye de Notre-Dome de la vallée de Josaphat en Terre Sainte (1108-1291)”, *Revue de l’Orient Latin*, 7, pp. 108-197; Le Roulx, D. (éd.), “Trois Chartes du XIIe siècle concernant l’ordre de St. Jean de Jérusalem”, *Archives de l’Orient Latin*, 1, Paris, 1881, pp. 409-415; Id. (éd.), *Les Archives, la bibliothèque et le trésor de l’ordre de Sainte-Jean de Jérusalem à Malte*, Paris, 1883（以下、Archives と略記）；Id. (éd.), *Cartulaire général de l’Ordre des Hospitaliers de S. Jean de Jérusalem*, 4 tomes, Paris, 1894-1906（以下、Cartulaire と略記）；Id.(éd.), “L’ordre de Montjoye”, *Revue de l’Orient Latin*, 1, Paris, 1893, pp. 42-57; Id.(éd.), “Inventaire de pièces de Terre Sainte de l’ordre de l’hospital”, *Revue de l’Orient Latin*, 3, Paris, 1895, pp. 36-106; Id.(éd.),

cour des bourgeois (ブルジョワ会議) といった会議・集会に着目し、国王と他の要素との人的結合およびその変遷に照射してきた。しかし、国王や curia regis と騎士修道会、とりわけテンプル騎士修道会との関係については、十分に踏み込むことができなかった。従って、本小文では、この点についての考察を行い、その考察結果をこれまでに筆者が明らかとしてきたことと照合することより、前期エルサレム王国構造の実像に今一步迫ることが目的とされる。

## 1. curia regis と騎士修道会

従来の研究では、国王主催の封建会議である「オート・クール」Haute Cour に騎士修道会関係者がオブザーバーとして参加していたことが、明確な根拠もないままに通説視されていた。かつ、時期・背景などの変遷が配慮されることはなく、オート・クールへの騎士修道会の参加は、王国全期を通じて見られる一般的なものとして認識されていた<sup>(3)</sup>。しかし一方、ジャン・ディブランなどの法書史料に見られるオート・クールへの参加者に関する項目では、騎士修道会の存在は確認されない<sup>(4)</sup>。ただし、ここで注意しておきたいのは、そもそも「オート・クール」という表現は法書史料中にしか見られないものである、ということである。従って、ここでは法書の描く国王会議像と実際の国王会議とを区別するために、史料を証書史料に限定し、そして国王会議を表す用語としては証書史料中に現れる curia regis を用いることとする<sup>(5)</sup>。

さて、具体的な分析を行う前に、ここで王国に関連する証書史料の特徴について簡単に言及しておきたい。まず一点目の特徴は、現存する証書史料のほとんどは所領や特権を確

---

“Chartes de Terre Sainte”, *Revue de l’Orient Latin*, 11, Paris, 1908, pp. 181-191; Marsy, A. (éd.), “Fragment d’un cartulaire de l’ordre de Saint-Lazare, en Terre Sainte”, *Archives de l’Orient Latin*, 2, Paris, 1884, pp. 121-157 (以下、Marsy と略記) ; Paoli, S. (ed.), *Codice diplomatico del sacro militare ordine Gerosolimitano*, 2 vols., Lucca, 1733-1737 (以下、Paoli と略記) ; Rey, E. (éd.), *Recherches géographiques et historiques sur la domination des Latins en Orient, accompagnées de textes inédits ou peu connus du XIIe au XIVe siècle*, Paris, 1877; Riant, C. (éd.), “Privilèges octroyés à l’ordre teutonique”, *Archives de l’Orient Latin*, 1, pp. 416-422; Röhrich, R. (comp.), *Regesta regni Hierosolymitani, MXCVII-MCCXCI*, Innsbruck, 1893 (以下、*Regesta* と略記) ; Id.(comp.), *Regesta regni Hierosolymitani, MXCVII-MCCXCI. Additamentum*, Innsbruck, 1904 (以下、*RegestaAdd.* と略記) ; Schlumberger, G. (éd.), “Neuf sceaux de l’orient latin”, *Revue de l’Orient Latin*, 2, Paris, 1894, pp. 177-182; Strehlke, E. (Hrsg.), *Tabulae ordinis Theutonici*, Berlin, 1869 (以下、Strehlke と略記) ; Tafel, G. und Thomas, G. (Hrsg.), *Urkunden zur ältern Handels- und Staatsgeschichte der Republik Venedig mit besonder Beziehung auf Byzanz und die Levante*, 3 Bds., Wien, 1856-1857.

(3) 拙稿「騎士修道会」121～125頁、参照。

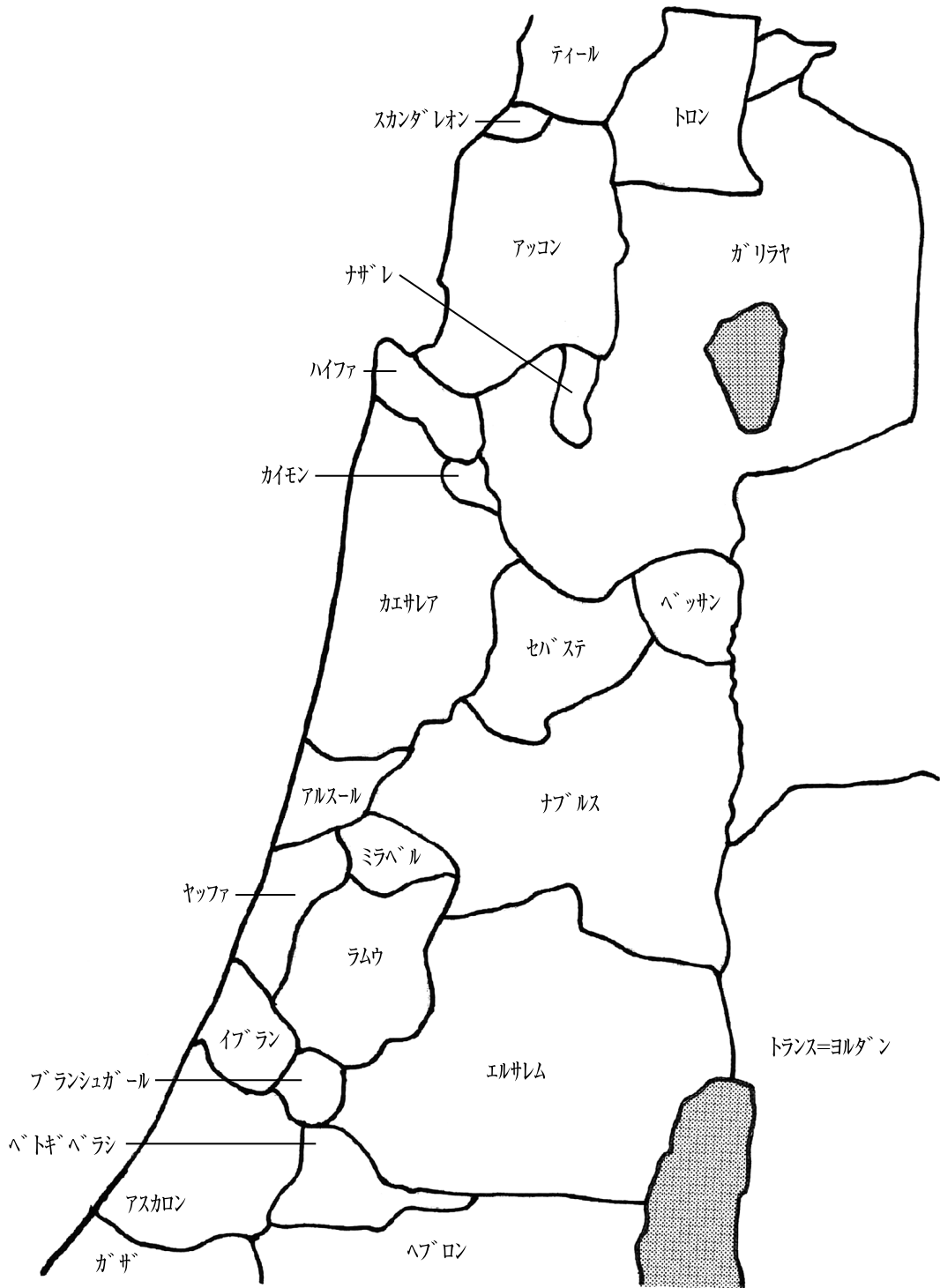
(4) 例えば、“Livres de Jean d’Ibelin”, *Recueil des Historiens des Croisades, lois*, 1, Paris, 1841, Chap. 5. なお、法書史料については、拙稿「ブルジョワ」63～67頁、参照。

(5) 法書史料で「オート・クール」と表現されるものが curia regis よりむしろ curia generalis に近い性質を持つことは、拙稿で示した通りである。拙稿「騎士修道会」121～136頁。

表 国王発給証書副署人リスト

国王	年	発給地	対象	内容	副署人		出典	整理
					テンプル騎士修道会	聖ヨハネ騎士修道会		
ボートマン1世 (全10通)								
ボートマン2世 (全12通)	1125.5.2.	アッコ	ウエネツイ人	諸特権を承認	ユーク・ト・バンヤン (総長)	レモン・デュ・ビュイ (プロヴァトル)	Regesta, 105	1
7ルカ (全5通)								
	1144.3.10. -8.31	エトルム	聖墳墓教会	全所有物承認	アリアン・ト・カハラ ギヨーム・アコ ジヨフロワ・フージェ	レモン・デュ・ビュイ (総長)	Bresc-Bautier, 38 (=Rozière, 34; Regesta, 226)	2
	1147.2.1.	サツア	サンジェルマン領主と 聖ヨハネ騎士修道会	エマヌエルの土地を巡る争いの調停		de fratribus Hospitalis として5名の副署	Archives, 9 (=Regesta, 244)	3
	1150.6.22.	アッコ	聖マリア騎士修道院	ベツレヘム内の土地購入を承認	ユーク・ト・バヤン		Mansy, 7 (=Regesta, 258)	4
	1154.4.20.	テトル	ヨザイ谷聖母マリア修道院	全所有物承認	エグザール・デ・バール (総長) アントレ・ト・モンバール		Delaborde, 29 (=Regesta, 291)	5
	1155.1.14.	アッコ	ラム領主ユーク・デイ アラン	聖墳墓教会に城塞を売却することを承認	ホド (コマントール) ゴージェユ・ト・バイルート フィリップ ルイ		Bresc-Bautier, 41 (=Rozière, 56; Regesta, 299)	6
ボートマン3世 (全25通)	1155.6.27.	エトルム	聖墳墓教会	ある農民との土地を巡る争いの調停	アントレ・ト・モンバール (総長)		Bresc-Bautier, 39 (=Rozière, 51; Regesta, 306)	7
	1155.6.27.	エトルム	聖墳墓教会	全所有物承認	アントレ・ト・モンバール (総長)		Bresc-Bautier, 40 (=Rozière, 52; Regesta, 307)	8
	1156.11.2.	アッコ	ピサ人	自治権の承認	バルトン・ト・アラフオール (総長) ジヨフロワ・フージェ	ジェラルド・ユーク (プロヴァトル) ギヨーム・ト・ガロツ	Regesta, 322	9
	1160.7.26.	アッコ	聖墳墓教会	全所有物承認	ギヨーム (セシヤル) ジヨフロワ・フージェ		Bresc-Bautier, 45 (=Rozière, 53; Regesta, 354)	10
	1160.11.29.	エトルム	聖ヨハネ騎士修道会	ベトウインなどの所有承認	バルトン・ト・アラフオール (総長) ギヨーム・ト・ガロツ (セシヤル) ジヨフロワ・フージェ		Regesta, 355	11

アモリー1世 (全24通)	1168.5.18.	アッコ	ヒサ人	アッコの土地や住居を譲渡	ベムラン・ド・ブラフホル (総長) フリッパ・ド・ナブルス ジヨロリ・フンエ	ジルベール・ダグイイ (総長)	Regesta, 449	12
	1169.8.20.	アッコ	聖ヨハネ騎士修道会	エングト遠征への援軍の見返りに Bulbeis などを所有することを約束	フリッパ・ド・ナブルス (総長) ゴテエ (セクレタル) フット・ボシュ エルオ・ダゾ	Paoli 1, 48 (=Regesta, 466)		13
	1169.9.17.	アッコ	ヒサ人	エングト諸都市との商業権を承認	フリッパ・ド・ナブルス (総長)	Regesta, 467.		14
	1174.4.18.	アッコ	聖ヨハネ騎士修道会	ジヨルガニ・ロンバルドから土地などを 800 バザントで購入することを承認	ケド・ド・サグアン (総長) ベレカール	Paoli 1, 201 (=Regesta, 514)		15
	1174.6.	?	聖ヨハネ騎士修道会と聖マリア・マヨール女子修道院	両者間の道路を巡る争いの調停		Paoli 1, 200 (=Regesta, 516)	De fratribus として4名の署名	16
	1174.7.3.	エドレム	フリッパ・ルイス (騎士)	城塞を与える代わりに軍事奉仕を命令	ベレカール (セクレタル)	Strehlke, 7 (=Regesta, 517)	ガリクス (プロヴァトル)	17
	1174.12.13.	エドレム	ラム領主ボートワフ	聖ヨハネ騎士修道会に聖マリア城を 1700 バザントで売却することを承認	ケド・ド・サグアン (総長) ベレカール (セクレタル)	Paoli 1, 202 (=Regesta, 518)		18
	1176.	アッコ	聖ヨハネ騎士修道会	エングト遠征への援軍の見返りに Bulbeis などを所有することを約束を再承認	ベレカール (セクレタル)	Paoli 1, 60 (=Regesta, 537)		19
	1181.9.10.	エドレム	聖ヨハネ騎士修道会	ユング・フアントルからジハル内の城塞を 3000 バザントで購入することを承認		Archives, 57 (=Regesta, 603)	Fratres Hospitalis として5名の副署	20
	1186.8.21.	アッコ	ジヨスワフ・ド・ケルトネー (国王セクレタル)	トロなどを譲渡	ジエール・ド・リトフォル (総長)	Strehlke, 21 (=Regesta, 653)	ロヴェ・デ・ムン (総長)	21
	1186.8.21.	アッコ	ジヨスワフ・ド・ケルトネー (国王セクレタル)	全所有物の承認	ジエール・ド・リトフォル (総長)	Strehlke, 22 (=Regesta, 654?)		22
	1186.8.21.	アッコ	ジヨスワフ・ド・ケルトネー (国王セクレタル)	ギーの弟とジヨスワフの娘との婚姻	ジエール・ド・リトフォル (総長)	Strehlke, 23 (=Regesta, 655)	ロヴェ・デ・ムン (総長)	23
1186.10.21.	アッコ	ジヨスワフ・ド・ケルトネー (国王セクレタル)	全所有物の承認	ジエール・ド・リトフォル (総長)	Regesta, 654.		24	
ボートワフ5世 (全3通)								
ギー (全5通)	1186.8.21.	アッコ	ジヨスワフ・ド・ケルトネー (国王セクレタル)	トロなどを譲渡	ジエール・ド・リトフォル (総長)	Strehlke, 21 (=Regesta, 653)	ロヴェ・デ・ムン (総長)	21
	1186.8.21.	アッコ	ジヨスワフ・ド・ケルトネー (国王セクレタル)	全所有物の承認	ジエール・ド・リトフォル (総長)	Strehlke, 22 (=Regesta, 654?)		22
1186.8.21.	アッコ	ジヨスワフ・ド・ケルトネー (国王セクレタル)	ギーの弟とジヨスワフの娘との婚姻	ジエール・ド・リトフォル (総長)	Strehlke, 23 (=Regesta, 655)	ロヴェ・デ・ムン (総長)	23	
1186.10.21.	アッコ	ジヨスワフ・ド・ケルトネー (国王セクレタル)	全所有物の承認	ジエール・ド・リトフォル (総長)	Regesta, 654.		24	



地図 エルサレム王国

(Benvensti, M., *The Crusaders in the Holy Land*, Jerusalem, 1970, の巻末の地図より作成。)

参考資料 エルサレム国王・騎士修道会総長

エルサレム国王	テンプル騎士修道会総長	聖ヨハネ騎士修道会総長
1099 ゴットフロワ・ト・ブイヨン		
1100 ホートワン 1 世		
1118 ホートワン 2 世		
1131 フルク	1118 ユーク・ト・ハンヤン	
1143 ホートワン 3 世	c.1136 ロベール・ト・クラン	1120 レモン・デュ・ピュイ
	1149 エウラル・テ・ハール	
	1153 ヘルナル・ト・トレムレー	
	1154 アントレ・ト・モンハール	
	1156 ヘルトラン・ト・ブランフォール	
1163 アモーリー 1 世		1160 オージェ・ト・ハルバン 1162 アルノ・ト・コン 1162 シルベール・ダッサイ
	1169 フィリップ・ト・ナブルス	
1174 ホートワン 4 世	1171 ウート・ト・サンタマン	1170 カストゥス・テ・ムレーロ 1172 ヨハール
		1177 ロジェ・テ・ムラン
1185 ホートワン 5 世	1181 アルノール・テ・トルローハ	
1186 ギー・ト・リュジニヤン	1184 ジェラル・ト・リトフォール	

認するためのものである、ということである。従って、証書史料は、S・ティブルがその手法としたように、王国の所領を調査するという目的にとっては非常に有効であるが、王国国政の実態そのものを探るには不向きであると言える<sup>(6)</sup>。しかし、これを補うのがもう一点の特徴である。それは、王国では証書への副署がその発給地での副署人の存在を忠実に示す、ということである<sup>(7)</sup>。すなわち、この特徴は副署人リストの分析が発給者と副署人の人的結合の度合い、特に発給人が国王である場合、副署人の王国国政への関与の程度を理解する手がかりとなりえる、と換言される。この利点を活かして騎士修道会と王国国政との関連について以下で検証していくこととなるが、適宜表、参考資料および地図を参照されたい<sup>(8)</sup>。

(6) Tibble, S., *Monarchy and Lordships in the Latin Kingdom of Jerusalem 1099-1291*, Oxford, 1989.

(7) 八塚春児「ギー・ド・リュジニヤンのクーデター」『史林』61-6、1978年、50～51頁（以下、「ギー」と略記）；拙稿「ブルジョワ」72～73頁。

(8) 表には整理番号を付しておいたので、本文中で触れる際は、整理番号を [ ] 内に記すこととする。

まず全体を眺めてみると、騎士修道会関係者の国王証書への副署は、ボードワン3世（40%）からアモーリー1世期（25%）にかけて、およびギー期（80%）に顕著であることが解るが、ギー発給証書については、全5通の内3通が同じ日付けであるので、事実上は67%となる。ただし、聖ヨハネ騎士修道会関係者の場合、それ自身の利害が問題となっている証書3通〔3、16、20〕についてはここでは除外して考えられるべきであろう。従って、聖ヨハネ騎士修道会関係者よりも、テンブル騎士修道会関係者の方が、第三者として curia regis に列席した頻度を高くしたと言える<sup>(9)</sup>。このような傾向を逐一説明することは現存する史料状況からして困難であるが、拙稿における考察結果と関連させながら、この背景について考えてみたい。

ボードワン3世期から国王証書に騎士修道会関係者が現れ始めることは、1140年代に新たな社会層を形成した騎士修道会の発展が王国の文脈で看過できない程になっていたことを示す<sup>(10)</sup>。そして、続くアモーリー1世統治期に関しては、対エジプト戦の激化と、それに伴い騎士修道会が国王軍に編入されていったことを考えると理解し易い<sup>(11)</sup>。また、諸侯によりその王位継承を反対されたギーについては、その王位継承に両騎士修道会総長の支えがあったことは周知のことであろう<sup>(12)</sup>。また、ボードワン4世からボードワン5世期にかけての減少傾向についての背景を見るべく国王発給証書の副署人の平均値に着目してみると、ボードワン1世（10.3人）、ボードワン2世（12.8人）、フルク（27.2人）、ボードワン3世（16.3人）、アモーリー1世（13.8人）、ボードワン4世（10.1人）、ボードワン5世（9人）、ギー（16.2人）となる<sup>(13)</sup>。すなわち、フルク時に最大規模となった curia regis が、その後に収縮傾向を見せており、ボードワン4世期からボードワン5世期に底を打っているのである。これに関しては、1150年代より国王がその拠点エルサレムからアッコンに移したこと、およびその結果として、王国の聖・俗権力が二極分化したことも無縁ではなからう<sup>(14)</sup>。ただし、これが少人数による国政の運営体制の確立を示すのか否か、国政からの騎士修道会の排除を示すのか否か、という疑問がまだ残る。この問いに対して解答を与えるには、従来の研究成果を援用することができる。

アモーリー1世による新参者の重用は、王国貴族層を新参者からなる「王党派」とプーランからなる「バロン派」に二分する原型を形成した。この対立は、癩病に冒されたボードワン4世の後継者を巡る際に顕著となる。ボードワン4世は、即位当初はアモーリー1世の政策を踏襲し、「王党派」との結びつきを強めていたが、その統治後期にはギーとの

(9) 聖ヨハネ騎士修道会関係者が国王証書に副署する場合、その対象がビザ人である場合が多いことには注意すべきであるが、このことを考えるためには、やはり非封建的要素であるイタリア諸都市と王権の問題についての検討が必要となるので、期を改めて考察したい。

(10) 拙稿「騎士修道会」125～126頁；「修道会」40～41頁。

(11) 拙稿「騎士修道会」116頁；拙稿「修道会」47～52頁。

(12) 拙稿「騎士修道会」116頁。ただし、聖ヨハネ騎士修道会総長ロジェ・デ・ムランは、当初はギーへの戴冠に難色を示していた。拙稿「国王戴冠」72頁。

(13) 拙稿「王権と教会」50頁。

(14) 拙稿「王権と教会」50頁。

対立から「王党派」との対立状態に至っていた。また、時代は下って、ギー即位の際の両騎士修道会長の影響力は上記の通りである。従って、この対立構図の中において、騎士修道会は「王党派」の一環として捉えられることができ、それは騎士修道会士たちの curia regis への参加の割合の変遷をある程度説明してくれる<sup>(15)</sup>。

以上のことから、ここでは次の二点を指摘しておく。騎士修道会、とりわけ Templar 騎士修道会という要素が、より王国国政面における権力構造の中に位置付けられるのは、ボードワン 3 世からアモーリー 1 世統治期にかけてのことであったこと、しかし一方で、その curia regis への列席は特定の時期に見られる一傾向に過ぎず、決して恒常的なものではなかったことである。ただし、封建外要素として従来の研究においては王国構造の枠組みからは常に排除されてきた騎士修道会であるが、アモーリー 1 世による騎士修道会の王国軍編入は「聖地防衛国家」としての王国に意味を持ったばかりでなく<sup>(16)</sup>、「封建国家」としての王国の権力構造にも大きく反映されるものであった可能性をここに見出すことができるのである。

この点をもう少し考えてみるために、次では curia regis への列席が確認された騎士修道会士個人に目を向けてみたい。

## 2. curia regis に列席する騎士修道会士たち

curia regis への列席が確認された Templar 騎士修道会士の内、騎士修道会入会前に既に国王との関係を築いていたことを史料上に明確に確認することができる者は、以下の 3 名である<sup>(17)</sup>。

まずはフィリップ・ド・ナブルスについて、彼と国王との関係がかなり緊密なものであったことは、容易に史料の中に見ることができる。1169 年に、ベルトラン・ド・ブランフォールの後を継いで Templar 騎士修道会総長になったフィリップ・ド・ナブルスは、王

---

(15) Riley-Smith, J., *The Feudal Nobility and the Kingdom of Jerusalem, 1174-1277*, London, 1973, p. 101 ff.; 拙稿「国王戴冠」73～74 頁。なお、八塚春児は党派の曖昧さを指摘している。八塚「ギー」54～63 頁。

(16) 拙稿「[修道会]」53～54 頁；拙稿「王権と教会」58～60 頁。

(17) かつて、J・ラ・モントと N・ダウンスは、Templar 騎士修道会士として現れるユーグ・ド・ベッサンをベッサン領主ユーグ 1 世と同定したが、H・マイヤーは、ユーグが騎士修道会士として史料上に現れた前後の年においてベッサン領主としてのユーグが証書史料に現れること、および騎士修道会士のユーグが同修道会において決して高い地位にはなかったことを根拠に、両者を別人物であると考えた。La Monte J. and Downs, N., "The Lord of Bethsan in the Kingdom of Jerusalem and Cyprus", *Medievalia et Humanistica*, 6, 1950, pp. 57-75; Mayer, H., "Studies in the History of Queen Melisende of Jerusalem", *Dumbarton Oaks Papers*, 26, 1972 (以下、「Melisende」と略記), p. 150. 筆者は、より説得力を持つマイヤーの説を支持するので、本稿での考察からはユーグ・ド・ベッサンを対象外とした。なお、E・レイは、ベッサン領主をユーグではなくアダムとしているが、誤りであろう。Rey, E. (éd.), *Les familles d'outre-mer de du Cange*, Paris, 1869, p. 248 f..



領ナブルスに所領を有する領主フィリップ・ド・ミイイその人であり、有力な国王家臣の1人であった<sup>(18)</sup>。年代記史料の中で確認できるその活動の初例は、第2回十字軍前夜のザンギーとの戦闘におけるものである<sup>(19)</sup>。その後、ボードワン3世とメリザンドの対立時(1151年～1152年)には後者を支持したが<sup>(20)</sup>、このことが後に彼とアモーリー1世との関係を密接なものにしたであろう<sup>(21)</sup>。その一方で、ボードワン3世との関係も修復したようであり、1160年までには多数の国王証書に副署する最有力「バロン」baronesの1人となっていた<sup>(22)</sup>。その後、彼には広大なトランス＝ヨルダンの地がアモーリー1世より下封されたが<sup>(23)</sup>、フィリップが1166年にテンプル騎士修道会に入会すると同時に、その地はテンプル騎士修道会に委ねられることとなった<sup>(24)</sup>。このように、フィリップは、テンプル騎士修道会に入会する前は領主層に属する国王の封臣であり、主立った戦闘では常に国王と共に活動しており、ギョーム・ド・ティールがその作品の随所に名を挙げる人物の1人である<sup>(25)</sup>。従って、その総長就任の背後に、アモーリー1世による後ろ盾が存在していた可能性を十分に見ることができる。そして、このように騎士修道会総長選出に国王が大きく関与したであろう可能性は、次の2名の例からもさらに高められる。

(18) その国王証書副署人リストへの登場は早く、1138年2月5日付発給証書が初出とる。Bresc-Bautier, 34(=Rozière, 33; *Regesta*, 174).

(19) Willermus Tyrensis Archiepiscopus, “Historia rerum in partibus transmarinis gestarum”, *Recueil des Historiens des Croisades, orientaux*, 1-1, 1-2, Paris, 1844 (以下、Willermus と略記), Lib. 17, Cap. 1.

(20) Willermus, Lib. 17, Cap. 14; Slack, C., “Royal Familiares in the Latin Kingdom of Jerusalem, 1100-1187”, *Viator*, 22, 1991, p. 32.

(21) メリザンドとその長男ボードワン3世が対立した時に、次男アモーリーが兄ではなく母を支持したことについては、Mayer, “Melisende”, p. 152 ff.; 拙稿「国王戴冠」74頁、参照。なお、マイヤーは、メリザンド派の一人として後にテンプル騎士修道会総長となるアンドレ・ド・モンバール(当時は同修道会のセネシャル(軍務長官))を数えるが、彼がメリザンド発給証書(全6通、Paoli 1, 26(=*Regesta*, 256); Marsy, 8(=*Regesta*, 259); Paoli 1, 28(=*Regesta*, 262); Bresc-Bautier, 35(=Rozière, 49; *Regesta*, 268); Marsy, 10(=*Regesta*, 269); Bresc-Bautier, 36(=Rozière, 48; *Regesta*, 278))に現れるのは、一例しか確認できない。Marsy, 10(=*Regesta*, 269)。

(22) Bresc-Bautier, 45(=Rozière, 54; *Regesta*, 354).

(23) Willermus, Lib. 22, Cap. 5; *Regesta*, 412. なお、辺境に位置し、ムスリムからの脅威に晒されやすいトランス＝ヨルダンの下封は、フィリップの軍事能力が高く評価されていたことも示すであろう。

(24) Beyer, G., “Neapolis(nāblus) und sein Gebiet in der Kreuzfahrerzeit”, *Zeitschrift des deutschen Palästina-Vereins*, 63, 1940, S. 160 f.; Barber, M., *The New Knighthood, A History of the Order of the Temple*, Cambridge, 1994 (以下、*The New Nighthood* と略記), p. 86, 100.

(25) Willermus, Lib. 17, Cap. 21; Lib. 18, Cap. 13; Lib. 19, Cap. 22. なお、フィリップの娘ステファニーは、国王コネタブル(軍務長官)のオンフロワ2世・ド・トロンの妻であった。2人の間には、やはり後にコネタブルとなるオンフロワ3世が生まれた。オンフロワ2世亡き後、ステファニーはバイイ(摂政)のミロン・ド・プランシーと再婚するが、この婚姻を推奨したのがアモーリー1世であった。Willermus, Lib. 21, Cap. 4; Lib. 22, Cap. 5. ここからも、フィリップと国王との密接な関係を見て取ることができる。

まずは、1171年、やはりアモーリー1世の統治期に Templar 騎士修道会総長となった ウード・ド・サンタマンである。史料上に確認できるその経歴はかなり複雑である。彼が証書史料の上に始めて登場するのは1155年のボードワン3世発給証書であり、そこでは「国王家臣」homines regis に分類されている<sup>(26)</sup>。一方で、同年に発給された他の証書においては「国王のバロン」barones regis に区分される<sup>(27)</sup>。そして、翌年6月7日付ボードワン3世発給証書からは国王マレシャル（軍務長官）になっていたことが解り<sup>(28)</sup>、このことはギョームの年代記からも確認することができる<sup>(29)</sup>。その後、少なくとも1160年1月28日から11月29日まではエルサレム城代兼副伯<sup>(30)</sup>、1161年12月3日までにはダビデ塔城代<sup>(31)</sup>、そして最終的に1164年7月16日までにはアモーリー1世のピンケルナ（酌取り）を務めていたことが確認される<sup>(32)</sup>。その後、彼は Templar 騎士修道会に入会する。これが自らの意志によるものか、あるいは国王の推薦によるものかは不明である。しかし、少なくとも、最終的に総長となった背景にはそれまでに築き上げた国王との密接な関係が大きな役割を果たしたと考えることは可能であろう。特に、マレシャル職着任はその軍事能力の高さを、ピンケルナ職着任はその国王との密接さを端的に示すが、その人物像についてギョームが『ヨブ記』27章3節を振りながら、「(1179年、サラディンのシドン侵入に際して、)我々(キリスト教徒)の中でその時に捉えられた者には、Templar 騎士修道会総長のウード・ド・サンタマンがいた。彼は悪なる人で、傲慢かつ不遜であり、その鼻孔には狂暴の精神が宿っており、神を畏れることもなく、人を敬うこともなかった。多くの人々が主張するところによると、彼こそがこの大難の損害と永遠に消えることのない恥辱の機会を与えてしまったのである。そして、彼は、捕らえられたその年の内に、鎖に繋がれたまま惨めな牢屋の中で、誰にも悼まれべくもなく没したと言われている」Capti sunt ibi de nostris, Odo de Sancto Amando militiae Templi magster, homo nequam, superbus et arrogans, spiritum furoris habens in naribus, nec Deum timens, nec ad hominem habens reverentiam. Hic, juxta multorum assertionem, damni praedicti et perennis probri occasinem dicitur dedisse, qui eodem anno quo captus est, in vinculis et squalore carceris, nulli lugendus, dicitur obiisse と伝えていることは興味深い<sup>(33)</sup>。ギョームが Templar 騎士修道会士の人となりについて触れる際、ウード以外の

(26) Bresc-Bautier, 41(=Rozière, 56; *Regesta*, 299).

(27) Bresc-Bautier, 46(=Rozière, 59; *Regesta*, 300); Bresc-Bautier, 50(=Rozière, 62; *Regesta*, 301).

(28) Paoli 1, 32(=*Regesta*, 321); *Cartulaire* 1, 244(=*RegestaAdd.*, 321).

(29) Willermus, Lib. 18, Cap. 14.

(30) Bresc-Bautier, 45(=Rozière, 54; *Regesta*, 354); *Cartulaire* 1, 296(=*RegestaAdd.*, 355); Strehlke, 2(=*Regesta*, 341); Strehlke, 3(=*Regesta*, 366); Paoli 1, 36(=*Regesta*, 355).

(31) Bresc-Bautier, 88(=Rozière, 100; *Regesta*, 369). ただし、ダビデ塔城代とエルサレム城代は、同じ職務であったと考えられる。

(32) Bresc-Bautier, 135(=Rozière, 144; *Regesta*, 400). この点も、ギョームの記述より確認できる。Willermus, Lib. 20, Cap. 1.

(33) Willermus, Lib. 21, Cap. 29. なお、M・バルベルによると、彼は1167年から1171年までの間、アラゴン管区長を務めていた。Barber, *The New Nighthood*, p. 109.

者については負の感情を表すことはない。例えば、 Templar 騎士修道会総長ロベール・ド・クランについては、1140年のヨルダンの戦いの文脈で、「主の下に敬虔なる記憶の人であり、偉大なる騎士であり、軍事においては勇猛であり、肉体および性格において高貴なる者」*vir piae in domono recordationis, miles eximius, et in armis strenus, nobilis carne et moribus* と<sup>(34)</sup>、同じ戦いで死去した Templar 騎士修道会士 ウード・ド・モンフォールを「偉大なる人」*vir eximius* と<sup>(35)</sup>、1157年のサフェドの戦いでヌール・ウッディーンに捕らえられた Templar 騎士修道会総長ベルトラン・ド・ブランフォールについては、「信仰に厚く、神を畏れる人」*vir religiosus et timens Deum* と表している<sup>(36)</sup>。そこに、「バロン派」であるギョームの「王党派」であるウードに対する敵愾心を垣間見ることにも可能ではあるが、後述する聖ヨハネ騎士修道会総長ジルベール・ダッサイイについての記述も考慮に入れると、結果論として失敗に終わってしまった戦闘の敗因のスケープゴートとして、その人物像が作り上げられてしまったと考えるほうが妥当であろう。

さて、話を元に戻そう。2人目として挙げられるのが、前期エルサレム王国最後の Templar 騎士修道会総長であり、ハッティーンでの大敗北を導いた国王ギー・ド・リュジニャンとの結びつきにおいて悪名高いジェラルド・ド・リドフォールである。彼もウードと同様、少なくとも1179年10月22日から11月24日の間、ボードワン4世のマレシャルを務めていたことが確認される<sup>(37)</sup>。

以上に挙げた3名は、 Templar 騎士修道会入会前から国王との関係が確認された者たちであり、最終的には総長にまで登りつめた者たちであったが、最後に付け加えておきたいのがジョフロワ・フーシェである。彼は、長年にわたって Templar 騎士修道会総長に次ぐ地位であったプロクラトル（グラン・コマンドール、エルサレム管区長）を務めていた。彼は比較的によくの国王証書に副署しているが [2, 9, 10, 11, 12]、その出身・前身は不明である<sup>(38)</sup>。しかし、彼が1163年にフランス国王ルイ7世への援軍要請のため派遣されていることや<sup>(39)</sup>、1167年にエジプトのスルタンとの和平交渉のため、カエサリア領主ユーグと共に、アモーリー1世によってエジプトに派遣されていることに<sup>(40)</sup>、その国王との密接な関係を垣間見ることができる。ウードも、やはり同年に使節としてビザンツ皇帝の下に派遣されていることを併せて考えると<sup>(41)</sup>、ジョフロワも国王家政役人的な役割を

(34) Willermus, Lib. 15, Cap. 6.

(35) Willermus, Lib. 15, Cap. 6.

(36) Willermus, Lib. 18, Cap. 14. なお、同じ戦いにおいてウードも捕虜となっている。

(37) Strehlke, 11(=*Regesta*, 587); Strehlke, 12(=*Regesta*, 588).

(38) なお、レイは、ジョフロワが Templar 騎士修道会に入会したのは1144年頃としている。Rey, “Geoffrey Foucher, Grand-Commander du Temple, 1151-70”, *Revue de Champagne et de Brie*, 6, 1894, pp. 259-269.

(39) Barber, *The New Nighthood*, p. 97, p. 189. また、ジョフロワがルイ7世に宛てた書簡も残されている。Migne, J.-P. (ed.), *Patrologiae crsus completus latinae*, 155, Paris, cols.1273-1274.

(40) Willermus, Lib.19, Cap. 18.

(41) Willermus, Lib. 20, Cap. 1. また、1171年、 Templar 騎士修道会総長となっていたフィリップは、

担っていたと考えることは十分に可能である。

1160年代以降、templar騎士修道会総長に就いた4名の内、3名は国王家臣・国王家政役人出身者であった。そして、その国王との関係は騎士修道会士になっても維持され続けたと考えられるが、このような傾向がアモーリー1世統治期に顕著であることには注意せねばならない。当然、その萌芽はボードワン3世統治期に求めねばならないが、アモーリー1世はその人的結合を通じてtemplar騎士修道会との関係を維持しようと試み、そしてそれを現実のものとしていたのである。逆に、templar騎士修道会を主語とした場合は、国王との緊密な関係を築いていたフィリップ・ド・ナブルスを総長に抱くことにより、国王家臣を総長の輩出母体とする慣例を作り出したとも言えるのではあるが、いずれにせよアモーリー1世の時代に、国王家臣がtemplar騎士修道会総長を産出する機関となったと言えるのである。

### 3. 聖ヨハネ騎士修道会とtemplar騎士修道会との対比

一方で、同様の関係は、聖ヨハネ騎士修道会については確認されない。元来俗人騎士によって結成されたtemplar騎士修道会と元来修道団体であった聖ヨハネ騎士修道会、という方向性の違いを考えればこのことは理解され易いであろう。同時にこのことは、聖ヨハネ騎士修道会関係者の方が *curia regis* に列席する機会が少なかったことを説明する。では、聖ヨハネ騎士修道会はどの様にして国王との結びつきを築いていったのであろうか。

これについては、1168年のエジプト遠征に関するギョームの記述がヒントを与えてくれる。「エルサレムにある聖ヨハネ騎士修道会総長ジルベール、その姓をアッサイイと言うが、彼がこの悪なること（エジプト遠征）の原因でありと誘因をなしたと言われている。彼は広量であり、ある程度は（他人に）贈り物をする気前の良い人ではあったが、落ち着きがなく、その気質においては優柔不断であった。彼は修道会の全財産を使い果たし、さらに際限ない程の多額の借金をなし、その全てを誰彼なく自分へと引きつけることができるようにするために騎士たちへとばらまいた。それゆえに、返済できる見込みの全くない程のあまりに多額の負債を修道会に負わせたのである。やがて、彼自身は絶望し、その職を放棄し、（修道会の）運営を放棄し、修道会に金10万もの債務を残した。それにも関わらず、その考えでかくも莫大な費用を、もしエジプトが征服され支配下に置かれたならば、国王との間での取り決めにより、かつては *Pelisium* と呼ばれた *Belbeis* を、その全ての領域と共に、永遠にこの修道会の支配下に永遠に置くことのために費やしたと言われている。」 *Causam porro et incentivum hujus mali, ut aint, ministrabat Gerbertus, cognomento Assallit, magister Hospitalis domus, quae est Hierosolymis, vir magnanimus, et quadam donandi liberalitate*

---

アモーリー1世のコンスタンチノーブル行きに、先遣隊として随行している。Willermus, Lib. 20, Cap. 22. なお、エルサレム王国における外交使節の重要性および意味については、拙稿「王権と教会」54～58頁、参照。

profusus; tamen instabilis, et mente vagus. Hic omnes ejusdem domus thesauros exponens, insuper etiam infinitae quantitatis pecuniam mutuam sumens, omnia militibus erogavit, quoscunque invenire potuit sibi alliciens. Unde praedictam domum tanta aeris alieni mole gravavit, quod non erat spes solutum iri. Ipse etiam postmodum desperans, officium suum deserens, et administrationi renuntians, in centum millibus aureorum domum dimisit obligatam. Ea tamen consideratione tot et tantas misisse dicitur expensas, quod, capta et subjugata AEgypto, Belbeis, quae olim dicta est Pelusium, cum universo territorio suo, juri ejusdem domus, ex pacto prius cum rege inito, cederet in perpetuum.<sup>(42)</sup> 文字通りにこの記述を受け止めると、聖ヨハネ騎士修道会とアモーリー1世との結びつきは、前者の唆しとも言える歩み寄りがあったかのである。しかし、エジプトが征服された暁の聖ヨハネ騎士修道会の所有権を認めた国王証書の存在 [13]、およびギョームの意図が結果的に失敗に終わったエジプト遠征の責を国王にではなく聖ヨハネ騎士修道会に帰すことにあったことは、すでに拙稿で示した通りである<sup>(43)</sup>。併せて、1157年、国王コネタブルのオンフロワ2世・ド・トロンがバニヤスの半分を聖ヨハネ騎士修道会に譲渡した際、その理由がダマスクス（ヌール・ウッディーン）からの攻撃ゆえの維持管理の難しさにあったことを考慮に入れると<sup>(44)</sup>、ギョームの記述は話半分に見なければならぬ。すなわち、エジプト遠征の文脈におけるアモーリー1世と聖ヨハネ騎士修道会との結びつきを巡っては、少なくともアモーリー1世のイニシアティブが全く存在しなかったとは考えられないのである。

さて、先の引用した文章に引き続き、ギョームは次の様に記述を進める。「それに対して、 Templar騎士修道会士たちはこのこと（遠征）から遠ざかっていった。彼らには道義に反することのように思えたからなのか、あるいは競争相手の修道会の総長がこのこと（遠征）の主演であり主導者であるように思えたからなのか、彼らは遠征すること、および国王に従軍することを拒んだ。和平協約に反して<sup>(45)</sup>、そして正義の勤行に反して、全く咎がなく、信頼（和平協約）を遵守しており、我々を信頼する友好的な王国（エジプト）に対して、戦闘を仕掛けるのは害になることであると、彼らには思えたのである。」 Fratres autem militiae Templi, eidem se subducentes facto, aut quia eis contra conscientiam suam videbatur, aut quia magister aemulae domus hujus rei auctor et princeps videbatur, vires penitus ministrare aut regem sequi negaverunt. Durum enim videbatur eis, amico regno et de nostra fide praesument, contra tenorem pactorum et contra juris religionem, immeritis et fidem servantibus bellum inducere. この行からは、聖ヨハネ騎士修道会とは異なり、 Templar騎士修道会についてはエジプト領の支配権ということが国王との結びつきのデバイスとはなっていないことが解る。

(42) Willermus, Lib. 20, Cap. 5.

(43) 拙稿「修道会」51～52頁。なお、ギョームの記述における同様のスケープゴートとしては、ブルジョワのベルナル・ボシェを挙げることができる。拙稿「ブルジョワ」83～84頁。

(44) Willermus, Lib. 18, Cap. 12; 拙稿「修道会」42～46頁。

(45) ここで思い出さなければならないのが、上記の通り、エジプトと和平協約を結ぶために、ジョフロワ・フォーシェが派遣されていたことである。

一方で、遡る 1149～50 年、すなわちボードワン 3 世期になされたアスカロン攻略戦の最中、アスカロンの南に位置するガザの管理権が Templar 騎士修道会に委ねられており、かつては Templar 騎士修道会も新たに獲得された領土の支配権が国王との結びつきを強める道具として機能したことが解る<sup>(46)</sup>。しかし、アモーリー 1 世以降には、そのような例が史料上に確認されない。このことと前章での考察結果とを併せて考えると、アモーリー 1 世の時代における国王と騎士修道会との結びつきは、聖ヨハネ騎士修道会には征服されるであろう領土の支配権授与を梃子として、それとは対比的に、Templar 騎士修道会には人的結合を梃子として強化されたと言えるのである。

## おわりに

聖ヨハネ騎士修道会は *curia regis* の恒常的な構成員ではなく、この側面ではあくまでも独立要素であったと考えた方がよいかもしれない。それとは対照的に、Templar 騎士修道会と *curia regis* との関係は密接であった。アモーリー 1 世統治期以降、その総長のほとんどは国王家臣・国王家政役人出身者であり、その関係は総長になってからも維持された。このことは、国王家臣が Templar 騎士修道会長の輩出母胎であったと考えることを可能とする。ただし、聖ヨハネ騎士修道会が王国の軍事遠征の一要素を形成していくのも、やはりアモーリー 1 世の時期であったことには注意すべきである。その背景にはエジプト政策という対外的側面と、封建家臣の従軍拒否という脅威の内的側面が考えられる<sup>(47)</sup>。発展経路や活動範囲の違いはあるが、いずれにせよ両騎士修道会は非封建的要素ながら、アモーリー 1 世によって王国構造の中に位置付けられていくのである。

これまで筆者は、アモーリー 1 世期に「国王サークル」が形成されたことを確認してきたが<sup>(48)</sup>、本稿での考察結果はこれを裏書きするであろう。ただし、「国王サークル」の一翼を担った騎士修道会が王権を抑制しかねない側面を併せ持っていたことも看過されてはならない。具体的には、「王党派」の一角として王国構造内で独特の位置にあったこと、両騎士修道会は少なくとも 1180 年頃には王冠を管理する鍵をエルサレム総大司教と分かち持っていたこと<sup>(49)</sup>、あくまでも従軍義務は持たなかったこと<sup>(50)</sup>、アスカロン攻略戦の際に「町の征服者＝町の所有者」という慣例が Templar 騎士修道会によって形作られたこと<sup>(51)</sup>、などである。ただし、現実としてこれらが王権を抑制したか否かに即答することは避けら

---

(46) Willermus, Lib. 17, Cap. 12. なお、マイヤーは Templar 騎士修道会へのガザの譲渡の中に、メリザンドに対抗するためのボードワン 3 世の政策を見て取る。Mayer, “Melisende”, p. 142 f.

(47) 拙稿「修道会」54 頁。

(48) 拙稿「ブルジョワ」84～85 頁；拙稿「修道会」54 頁；拙稿「王権と教会」50～60 頁。

(49) “L’histoire de Eracles empereur et la conquest de la terre d’outremer”, *Recueil des Historiens des Croisades, orientaux*, 2, Paris, 1859, Liv. 23, Chap. 17.

(50) 上に見た、エジプト遠征の際の Templar 騎士修道会による従軍拒否。

(51) Willermus, Lib. 17, Cap. 27.

れねばならない。なぜならば、始めの二点に関しては、ギーの即位状況を見れば、むしろその即位に反対した貴族層を抑制する形で機能した場合もあり、三点目に関してはその例が一つしか確認できず、四点目に関しては騎士修道会の所領拡大が封建領主の負担を軽減する効果を産み出したとも考えられるからである。

従来の研究においては、あくまでも王権と貴族権との関係という文脈において、アモーリー 1 世期に成立したとされる「リージュ法」*Assise sur la ligece* を巡り、それが王権の弱体化を導いたのか、それとも王権の強化に繋がったのか、ということが一つの争点となっていた<sup>(52)</sup>。この問題に解答を与えるには、封建外要素をも十分に視野に含めた上で、王権と貴族権の関係を改めて考えなくてはならないであろう。当然のことながら、このことが次なる課題となる。

【本稿は、2009 年度文部科学省科学研究費補助金（基盤 (A) 「中・近世ヨーロッパにおけるコミュニケーションと紛争・秩序」研究代表 服部良久）による研究成果の一つである。】

---

(52) 「リージュ法」、およびそれを巡る諸見解については、八塚「エルサレム王国国制史研究の諸問題」『桃山歴史・地理』16・17、1980 年、16～26 頁；拙稿「国王戴冠」69～70 頁、参照。